入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和元年１０月２５日

東広島市長　髙垣　廣徳

１　入札に付する事項

（１）物品・委託役務の名称	令和元年度～令和８年度　東広島市役所本庁舎自動体外式除細動器（ＡＥＤ）賃貸借
（２）物品・委託役務管理番号	18310071
（３）物品委託役務内容	令和２年１月１日から令和８年１２月３１日までの８４か月間。東広島市役所本館５階及び１０階に設置するＡＥＤ２台の賃貸借
（４）納入・履行期間	令和２年１月１日から令和８年１２月３１日まで
（５）納入・履行（就業）場所	東広島市役所本館５階及び１０階
（６）予定価格	非公表
（７）最低制限価格	なし
（８）入札方式	一般競争入札
（９）入札区分	紙入札
（10）使用する契約約款	物品賃貸借契約約款
（11）契約種別	総価契約
（12）収入印紙	不要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ＞ＡＥＤ★
イ	法令等による登録等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第３９条第１項に基づく高度管理医療機器等貸与業の許可を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者（受注予定者）及び賃貸人（リース会社等）の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者賃貸方式）とする。

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和元年１０月２５日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	令和元年１０月２５日～ 令和元年１１月１５日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無　：　無
ウ	同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和元年１０月２５日～ 令和元年１１月１日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 財務部　管財課（発注担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館６階） 電話番号　082-420-0908　／ファックス番号　082-422-6850 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和元年１１月７日～ 令和元年１１月１５日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和元年１１月１３日～ 令和元年１１月１４日 （午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和元年１１月１５日 午前9時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（○印）	備考
ア	入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

令和元年度～令和８年度　東広島市役所本庁舎自動体外式除細動器（ＡＥＤ）賃貸借仕様書

１　賃貸物品

（１）品名及び数量

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）２台

（２）付属品

本体に付属する装置等は、次のとおりとする。（１台あたり）

① 成人用電極キット（電極パッド×２組）　１個

② 小児用電極キット（電極パッド×１組）　１個

（本体機器で小児用に切り替える等、成人用で代用可能な場合は、不要とする。）

③ バッテリー　１個

④ ＡＥＤ専用キャリングケース　１個

⑤ 救急セット　１式

（ディスポタオル、はさみ、脱毛テープ又は安全カミソリ、感染防止用手袋、人工呼吸用マウスシート）

⑥ 取扱説明書

⑦ ＡＥＤ収納ボックス（スタンド式）　２台　※ドア解放時に警報音が鳴動するもの

２　機器の規格・性能

（１）本体及び付属品の規格

① 納入する機器及び付属品は、新品に限る。

② 波形は、二相性波形であること。

③ 日本蘇生協議会ガイドライン２０１５に準拠し、かつ医薬品医療機器等法上の承認を得ていること。

④ 電気ショックエネルギーは、常に２００Ｊ以下であること。

⑤ 心電図リズムの解析で、ショックの要／不要の判断が可能な機能があること。

⑥ ＡＥＤの作動２回目以降、解析から電気ショックの可否の指示まで１０秒以内で判断できる機能を有していること。

⑦ 電気ショックが必要であると判断した後も、傷病者の心電図波形が戻った時には、電気ショックを自動的にキャンセルできる機能があること。

⑧ 納入機器は、リコール対象でない機器であること。

⑨ 機器本体の耐用期間は、賃貸借期間と同期間若しくは賃貸借期間以上とする。

⑩ バッテリーは、非充電式で、待機状態で４年以上の寿命が確保出来ること。

⑪ バッテリーが装填されている状態での機器重量が３．０キログラム未満であること。

⑫ 予備成人パッドは、保管時に機器本体と同一ケース内に収納して、一元管理保管ができること。また、小児パッドは専用収納袋などに収納し、専用キャリングケースに連結し保管できること。

（２）自己診断機能

① ＡＥＤ本体が緊急時に使用出来るよう自己診断機能を有し、以下の（ア）～（ウ）については毎日、（エ）については１か月に１回以上のセルフテストを行っていること。

ただし、（ウ）のテストは機器本体に接続されたパッドが対象であり、予備のパッドは対象外とする。

（ア）バッテリーの残量

（イ）機器内部回路

（ウ）電極パッドの導通テスト

（エ）スピーカー、ショックボタンのテスト

② 自己診断の結果、異常があった場合はアラーム音、光の点滅等、音や外観で知らせ、更にボタンを押す、蓋を開ける等、簡単な操作を行うことで、異常箇所を日本語音声で知らせる機能があること。

（３）コーチング機能

① 音声ガイダンスは、日本語であること。

② 操作誘導は音声にて誘導し、操作者のペースに合わせ誘導が進む方式であり、操作に手間取った時等に再誘導を行う方式であること。

③ 幼児、乳児等にも対応するため、小児用パッドの交換は簡便にでき、小児用パッドが装填されたことを音声で伝え、貼付け場所を音声で指示する機能があること。音声指示は、機器本体内部で小児モードに切り替える機能があり、簡単な操作で切り替えができる機器でも可とする。

④ 心肺蘇生法の手法（胸骨圧迫、人工呼吸等）を救助者に日本語音声等で具体的に誘導する機能があり、圧迫のリズム音が出ること。

３　納入場所

東広島市役所本館５階及び１０階

４　賃貸借期間

令和２年１月１日から令和８年１２月３１日まで（８４か月）

（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３長期継続契約に係る物品賃貸借契約）

５　納入期限

令和元年１２月２７日（金）　※閉庁日を除く。

６　その他

（１）賃貸借期間中に通常使用で故障し、または製品自体の不具合が認められた際には無償（部品代金を含む）で修理又は交換を行うこと。また修理完了までは同等の代替品を提供すること。

（２）定期的に交換を必要とする消耗品（電極パッド、バッテリー等）については、期限切れ前までに設置場所に訪問し交換作業を行い、次回交換時期を明記するとともに、機器が正常に作動することを確認すること。なお、事故発生使用における消耗品は、別途賃借人の負担で購入する。

（３）納入日時は、事前に賃借人の了解を得ること。

（４）機器の納入について、梱包等の不要な物は引き取ること。

（５）ＡＥＤの納入後は、速やかに担当職員等を対象に説明会を実施し、取扱いに係る説明を十分に行うこと。また、当該機器に係る取扱説明書を、当該機器と一元的に保管出来るようにすること。

（６）賃貸借期間において、ガイドライン等が変更になり、当該機器では対応が不可能になった場合等の不測の事態が生じた際は、遅滞なく賃借人に報告すること。

（７）使用方法等の照会については、随時相談に応じること。

（８）動産保険に加入する等、賃貸借期間を通じて盗難や破損等に対応できるようにすること。

（９）本仕様書に定めがない事項は、賃貸借人双方で協議するものとする。

７　問い合わせ先（発注担当課）

東広島市財務部管財課

ＴＥＬ：（０８２）４２０－０９０８（直通）

ＦＡＸ：（０８２）４２２－６８５０